

別紙①

災害時における A 重油の優先供給に関する協定

発注者 社会福祉法人岩手県社会福祉事業団中山の園と受注者\_\_\_\_\_とは、  
災害発生時における中山の園への A 重油の確保を図るため、以下のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第 1 条 この協定は、災害時において障害者支援施設としての機能を維持するため、発注  
者が必要とする A 重油について、受注者の協力により需給されるために必要な事項  
を定めるものとする。

(A 重油の供給要請)

第 2 条 発注者は、災害時における燃料の確保を図るために必要があると認められたとき、  
受注者に対して、文書により A 重油の優先供給を要請するものとする。

(要請に対する措置)

第 3 条 受注者は、発注者からの要請を受けたときは、速やかに必要な量を供給するもの  
とする。

(協議事項)

第 4 条 この協定について疑義が生じたときは、その都度双方が誠意ある協議を行うもの  
とする。

(有効期限と協力支援)

第 5 条 この協定の有効期限は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日までとする。  
ただし、協定締結後に受注者が納入者でなくなった場合においても、受注者は納入  
者が被災するなど非常の事態が生じたときに発注者の要請を受けて可能な限り支援  
するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、両当事者記名押印のうえ、各自 1 通を  
保有する。

令和 7 年 月 日

発注者 社会福祉法人岩手県社会福祉事業団  
中山の園 所長 佐々木 和哉 印

受注者  
印

別紙②

## 単価契約書

社会福祉法人岩手県社会福祉事業団中山の園（以下「甲」という。）と \_\_\_\_\_  
（以下「乙」という。）とは、下表の A 重油の納入について次のとおり契約を締結する。

第 1 条 甲及び乙は、この契約に関する一切の義務を履行するものとする。

第 2 条 契約期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日までとする。

第 3 条 乙は、甲から契約物件の納入申込みがあったときは、下単価をもって別に甲の  
指定した場所及び期間内に納入するものとする。

表

品名	規格品質	単位	単 価（うち消費税額）
A 重油	A 重油 1 種 2 号	㍓	円 （うち消費税 円）

第 4 条 甲は、乙が次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 期限内に契約を履行しないとき、または、履行の見込みがないと認められたとき。
- (2) 契約解除の申込みがあったとき。
- (3) 契約の履行について不正の行為があったとき。
- (4) 前各号のほか、乙又はその代理人が契約条項に違反したとき。

第 5 条 この契約の解除による乙の被る損害について、甲は賠償の責を負わないものとする。

第 6 条 この契約書に規定していない条項については、必要に応じて甲、乙協議のうえ、  
定めるものとする。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれその 1 通  
を保有するものとする。

令和 7 年 月 日

甲 岩手県二戸郡一戸町中山字軽井沢 139 番地 1  
社会福祉法人岩手県社会福祉事業団  
中山の園 所長 佐々木 和哉 印

乙

印